

《中間検査とは》

中間検査は平成7年の阪神・淡路大震災により多くの建築物が倒壊し、甚大な人的被害が発生したことを背景として、平成10年6月に建築基準法の一部改正により導入された制度です。

《構造及び規模表》

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地階を除く階数が3以上</li> <li>2) 延べ面積が500㎡以上のもの</li> </ul>
対象にならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物(型式認定)</li> <li>2) 法第7条の3第1項第1号に掲げる建築物(建基法により規定)</li> <li>3) 法第18条の規定の適用を受ける建築物(計画通知:2)を除く)</li> <li>4) 法第85条の規定の適用を受ける建築物(仮設建築物)</li> <li>5) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第1項の規定に基づく枠組壁工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術基準(平成13年国土交通省告示第1540号)に適合する構造の建築物(2×4)</li> </ul>
特定工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 主要構造部が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物に係る工事にあつては、1階部分の鉄骨の建て方工事の工程</li> <li>2) 主要構造部が鉄筋コンクリート造である建築物に係る工事にあつては、2階の梁及び床の配筋工事の工程</li> <li>3) 主要構造部が木造である建築物に係る工事にあつては、屋根工事及び軸組工事の工程</li> </ul>
特定工程後の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 主要構造部が鉄骨造である建築物に係る工事にあつては、耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事の工程</li> <li>2) 主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物に係る工事にあつては、柱及び梁の配筋の工事の工程</li> <li>3) 主要構造部が鉄筋コンクリート造である建築物に係る工事にあつては、2階の梁及び床のコンクリートの打込みの工事</li> <li>4) 主要構造部が木造である建築物に係る工事にあつては、壁の内装工事及び外装工事の工程</li> </ul>

《中間検査手数料》

中間検査を行う部分の床面積の合計	
建築物の床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	13,000 円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000 円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000 円
200㎡を超え500㎡以内のもの	35,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	53,000 円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	74,000 円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	148,000 円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	242,000 円
50,000㎡を超えるもの	449,000 円